

2020 年 4 月 1 日制定

## 第 1 章 京都薬科大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

京都薬科大学の存在意義は、建学の精神にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。

本学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、本学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人 京都薬科大学は、建学の精神「愛学躬行」に基づき、有為の人材である「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成を掲げ、優れた薬剤師と薬学研究者を社会に輩出するとともに、大学が有する学術資源を広く内外に公開し、医療界、地域社会等に対する使命を果たしていくために、また、職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、本学では中期計画を策定（2007～）・公表（2019～）し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

### 1－1 建学の精神

#### （1）建学の精神：愛学躬行 “Philosophia et Praktikos”

本学は、1884（明治 17）年、京都府御雇ドイツ人教師、ルドルフ・レーマン先生の教えを受けた者 18 名が設立した京都私立独逸学校をその礎としています。彼らはドイツ語を通じて西洋の医学、薬学の知識を修得しようとした愛学の徒です。「愛学躬行」という言葉は、ラテン語の“Philosophia et Praktikos”を翻訳したもので、Philosophia は「愛知」や「哲学」を意味します。Praktikos は「実践」や「躬行」を意味するので、躬行という言葉は「言ったことを自ら実際に行うこと」で有言実行に近い意味を持つとされています。

#### （2）建学の精神に基づく人材像

人材像：本学は、2006 年に「薬学 6 年制教育」を採用しました。この間、薬学教養科目、専門基礎科目、専門科目、実習・演習、病院・薬局実習、卒業論文研究まで 6 年間の一貫した教育プログラムを整備しました。輩出する人材像としては、Science（科学）、Art（技術）、Humanity（人間性）のバランスのとれた人材、すなわち「ファーマシスト・サイエンティスト」の育成を目指しています。

かつての薬学 4 年制教育は「薬物という物質」に重きを置いた教育が主流でしたが、6 年制教育では、患者に寄り添う医療者の「心」がなくては質の高い安全・安心の医療を提供することはできません。本学では薬学の専門知識・技術のみな

らず、豊かな人間性を備えたファーマシスト・サイエンティストの育成を重視しています。6年制の卒業生も約2,800名（2018年）となり、その進路は、製薬産業界、病院・薬局などの医療施設をはじめ、行政・研究機関、アカデミア、さらには健康をサポートする食品業界など多岐にわたり、チーム医療、地域連携医療、新薬の開発、医療行政の変革のみならず、新時代に呼応した医療推進・健康サポートにおいて活躍が期待される人材を輩出していきます。

## 1-2 教育と研究の目的（京都薬科大学の使命）

### （1）建学の精神に基づく教育理念等

本学の建学の精神に基づく、教育研究上の目的は次のとおりです。

#### ①教育理念

本学は高度の教育及び学術研究機関として、薬学の教育及び研究を推進することにより、生命の尊厳を基盤として人類の健康と福祉に貢献することを教育理念とする。

#### ②教育目的

本学における教育は、医療・創薬・生命科学に関する幅広い専門知識に基づいた思考力と行動力、さらには豊かな教養と生命の尊厳を踏まえた高い倫理観を伴う人間性を兼備した薬剤師に必要な能力を身につけ、臨床領域をはじめ、創薬科学領域、学術・教育領域、保健・衛生領域等、多様な領域において活躍できる人材を育成することを目的とする。

#### ③研究ポリシー

本学は、建学の精神である「愛学躬行」に則り、永年にわたり基礎から臨床までの幅広い薬学領域において常に最先端の研究を推進し、多くの実績を上げてきた。これまでの本学の研究業績と特色を踏まえ、高等学術機関としての矜持をもって、より一層の全学的研究成果を生み出し、教育へ反映させることを目指して、本学の研究ポリシーを以下のとおりに定める。

##### 1. 研究理念

本学は、先端的で高度な研究を通じて人類の健康と福祉に貢献するというビジョンの下、本学の独自性に基づく学術研究を推進する。

##### 2. 研究の自由の確保

本学は、研究者の自律的かつ自由な意思に基づく学術研究を尊重する。

##### 3. 研究プロジェクトの推進

本学は、全学的な研究実施体制および研究支援体制に基づく共同研究プロジェクトを強力に推進する。

##### 4. 研究の教育への反映

本学は、先端的な研究活動により涵養される科学的思考力に基づく教育を推進し、科学と社会の発展に寄与できる人材を育成する。

##### 5. 研究成果の社会還元

本学の研究活動において得られた成果を公表し、広く社会に還元する。

## 6. 研究者の責務

本学のすべての研究者は、科学者としての倫理規範を遵守し誠実に研究活動を行う。研究に関する法令等を遵守し公正かつ責任ある研究活動を行う。

## 7. 研究環境の確保

本学は、本学のすべての研究者がその研究活動に基づく自らの責務を果たすために必要な研究施設、機器および研究費の確保に努める。

## 8. 軍事関連研究の不実施

本学の研究活動は人道に反しないことを原則とし、軍事目的の研究を行わない。

## (2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤経営陣と職員（教育職員及び事務職員）が中期的な計画を共有し、職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥中期的な計画に盛り込む主な内容は以下のとおりです。
  - ア 建学の精神に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する施策
  - イ 科学的思考を育む教育研究活動の展開に関すること
  - ウ 教育環境整備計画及び施設整備計画に関すること
  - エ 3つのポリシーを実現する入試・カリキュラム制度改革に関すること
  - オ 持続的・安定的な経営及び財務基盤の整備に関すること
  - カ 大学の機能強化及び業務改善に関すること
  - キ 大学のグローバル化、ICT化策に関すること
  - ク その他、大学の重要目標に関すること

## (3) 学校法人 京都薬科大学の社会的責任等

- ①自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ②学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③本法人は本学の目的達成のために、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

## 第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

京都薬科大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人 京都薬科大学は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

### 2-1 理事会

#### （1）理事会の役割

##### ①意思決定の議決機関としての役割

ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

##### ②理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を公開します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

##### ③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長及び副学長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

##### ④学長への権限委任

ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、教員募集、教員組織の編成、学長裁量経費の設置など、理事会の権限の一部を学長に委任しています。

イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。

ウ 各々の所掌する校務及び所属教員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。

##### ⑤実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

##### ⑥役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行なう際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

##### ⑦役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

##### ⑧役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減

免の規定を整備します。

- ⑨理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできません。

## 2-2 理事

### (1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

- ①理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。
- ②理事長を補佐する理事として、必要に応じて常務理事又は常任理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。
- ③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ④理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑤理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑥理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑦学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。

### (2) 学内理事の役割

- ①職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ②職員として理事となる者については、教員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

### (3) 外部理事の役割

- ①複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。
- ②外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。
- ③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

### (4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

## 2-3 監事

### (1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

- ②監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査計画書に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

## (2) 監事の選任

- ①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ②監事は2名置くこととします。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

## (3) 監事業務を支援するための体制整備

- ①監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ②監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

## (4) 常勤監事の設置

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。

## 2-4 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることはできません。

- ①予算及び事業計画
- ②事業に関する中期的な計画
- ③借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）、本財産の処分、運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ）の支給基準
- ⑤予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

- ⑥寄附行為の変更
- ⑦合併
- ⑧目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨寄附金品の募集に関する事項
- ⑩その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

## 2-5 評議員

### (1) 評議員の選任

①評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。

②評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 学長

イ 寄附行為第6条第1項第2号の副学長のうちから選任した者

ウ この法人の職員のうちから選任した者

エ この法人の設置する学校、私立京都薬学校及び京都薬学専門学校を卒業した者（職員を除く。）で、年齢25歳以上の者のうちから選任した者

オ 有識者のうちから選任した者

③評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。

### (2) 評議員への研修機会の提供と充実

①学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行ないます。

②学校法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

## 第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長の任免は、京都薬科大学学長選考規則に基づき、「理事会が行う」とあり、京都薬科大学学則において、「学長は、本学の校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の

権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

### 3－1 学長

#### (1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ①学長は、学則第1条に掲げる「薬学を基盤とした学術的探究心と実践意欲を伴う思考力及び行動力、さらには多様性に対応できる人間性を兼備した薬剤師の素養を身につける教育研究をととして、医療、福祉及び社会の発展に貢献しうる有用な人材を養成する。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教員を統督します。
- ②学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③所属教員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

#### (2) 学長補佐体制（副学長の役割）

- ①大学に副学長を置くことができるようにしており、京都薬科大学副学長に関する規程において「副学長は、日常的業務について学長を補佐し、重要事項に関し学長と協議のうえ学内調整を行うとともに、学長の命を受けて校務をつかさどる。」としています。その職務についても同規程に定めています。

### 3－2 教授会

#### (1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については京都薬科大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

## 第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う京都薬科大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー(学生・保護者、同窓生、職員等)はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

### 4－1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。



①学部ごとの3つの方針（ポリシー）

- ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）
- イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）
- ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

②自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。

③ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

#### 4-2 職員等に対して

##### （1）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

##### （2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、京都薬科大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

###### ① ボード・ディベロップメント：BD

- ア 常務理事及び常任理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係る方針を毎年度明示し、その推進に努めます。
- イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。

###### ②ファカルティ・ディベロップメント：FD

- ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。
- イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。

###### ③スタッフ・ディベロップメント：SD

- ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。
- イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。
- ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

#### 4-3 社会に対して

##### （1）認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCA サイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を中期的な計画と連動させ、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係る情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

（2）社会貢献・地域連携

①資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。

③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組めます。

⑤環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4－4 危機管理及び法令遵守

（1）危機管理のための体制整備

①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。

ア 大規模災害

イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

②災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

（2）法令遵守のための体制整備

①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法

令等という。)を遵守するよう組織的に取り組みます。

- ②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する職員等からの通報・相談(公益通報)を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

## 第5章 透明性の確保(情報公開)

学校法人 京都薬科大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

本法人は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・活動の透明性を確保します。

本法人は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性、適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

### 5-1 情報公開の充実

#### (1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則(第172条第2項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

##### ①教育・研究に資する情報公表

- ア 大学の教育研究上の目的(教育理念・教育目的)に関すること
- イ 卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)に関すること
- ウ 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)に関すること
- エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)に関すること
- オ 教育研究上の基本組織に関すること
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること  
(教員の男女比及び年齢構成比並びにST比を含む)
- キ 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること  
(社会人学生数、外国人留学生数及び退学者数並びに中退率を含む)
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ケ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること  
(耐震化率を含む)
- サ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

##### ②学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・資金収支計算書

- イ 寄附行為
- ウ 監査報告書（法人監事・独立監査人）
- エ 役員・評議員名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 中期的な計画（原則として5年以上）
- キ 事業報告書

1) 法人の概要

- ・学校法人としての住所・連絡先
- ・学校法人の沿革
- ・学校法人の組織、相当割合を出資する系列会社に関する状況
- ・役員、評議員に関する事項
- ・職員（教育職員及び事務職員）に関する事項
- ・学校法人が設置する学校等に関する事項
- ・学校法人の補助金獲得状況

2) 事業の概要

- ・主な事業の目的及び計画並びにその進捗状況
- ・中期的な計画に関する事項

3) 財務の概要

- ・発行体格付けに関する事項
- ・収支及び財産（事業活動収支、貸借対照表、財務指標経年比較、財産目録）の状況

4) 会議の概要

- ・理事会、常任理事会及び評議員会に関する事項

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない次のような情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。

①教育・研究に資する情報公開

- ア 薬剤師国家試験合格者数並びに合格率
- イ 進級者数及び進級率並びに卒業生数及び卒業率（ストレート進級率・卒業率）
- ウ 退学者数並びに中退率
- エ 海外の協定校及び海外派遣学生者数
- オ 国内の協定締結施設
- カ 大学間連携
- キ 地域連携並びに産学官連携

②学校法人に関する情報公開

- ア コンプライアンス方針
- イ 個人情報保護方針
- ウ 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針

- エ 研究活動上の不正行為に対する取組
- オ 研究費の不正使用に対する取組

(3) 情報公開の工夫等

- ①上記(1)②及び(2)②の学校法人に関する情報については、Web 公開に加え、事務局庶務課に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。
- ③公開方法は、インターネットを使った Web 公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、事業報告書、大学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。

以上